

■日本クラブバレーボール連盟役員候補者選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟規約第9条に基づく役員及び第15条に基づく評議員の選任にあたり、その候補者を選考する事項について定める。

(任務)

第2条 役員候補者選考委員会(以下、「選考委員会」と言う)は、第3条2項により提出された役員候補者について検討を行い、次期役員候補者推薦案をまとめ、理事会に提案する。

(役員及び評議員の資格)

第3条 本連盟の目的を理解し、その達成を図るための十分な識見と能力を満たしている者であること。

2 理事及び監事の立候補または推薦については、5名以上の推薦者を得て所定の用紙を期日までに事務局に提出し役員候補者選考委員会にて審議する。5名以上の推薦者とは、評議員を含む連盟理事とする。

3 評議員候補者については、所定の用紙を期日までに事務局に提出すること。

(委員)

第4条 委員は、常任理事会の議決によって9名と控えを選任する。なお、控えは委員内訳ごととし、会長の控えは会長がそれを決める。

2 9名の委員内訳は下に記載のとおりとする。

(1) 会長

(2) 副会長の代表として1名

(3) 理事長・副理事長の代表として1名

(4) 事務局として1名

(5) 常任理事と全国9ブロックから選出された理事の代表として1名

(6) 監事の代表として1名

(7) 加盟団体の代表として評議員から各ブロックグループの代表1名ずつの合計3名。この3名は役員改選年度の評議員会で選定する。なお、北海道・東北・関東ブロックで1グループ、北信越・東海・近畿ブロックで1グループ、中国・四国・九州ブロックで1グループとする。

3 委員の互選により、委員長1名を置く。

4 委員の任期は、役員選任する評議員会において次期役員候補者が承認されるまでとする。

5 辞任等により欠員が生じた場合は、欠員の生じた委員内訳で選出した控えをこれに充てる。また、新たに選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第5条 選考委員会は、役員選任を決議する評議員会の前に開催する。

2 選考委員会は、会長が召集する。

3 選考委員会の議長は、委員長が行う。

4 会議は、選任された委員の3分の2以上の出席者がなければ開催することはできない。

(権 限)

第6条 選考委員会は、次の事項について審議する。

1 理事及び監事候補者の選考

全国9ブロックの各ブロックから推薦された理事候補者は、現在各ブロックから推薦された理事とする。しかし、それぞれのブロックで任期満了等により変更が生じた場合は、新規に選出されたものとする。

2 会長及び副会長候補者の選考

(決 議)

第7条 選考委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く出席委員の満場一致により決議されることを原則とする。

2 前項の規定がかなわないときは、出席委員の2分の1以上の多数の決議で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(議 事 録)

第8条 選考委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した委員から選出された議事録署名人 2名が、これに記名しなければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議において変更することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成27年 2月22日 一部改正

令和 2年 2月 8日 一部改正

令和 4年 2月12日 一部改正